

# 大阪ガス(株) (仮称) 泉北天然ガス発電所に係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成15年6月13日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 泉北天然ガス発電所に係る環境影響評価方法書について、大阪ガス(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

## 1. 計画概要

- ・ 場 所：大阪府堺市築港浜寺町4番地  
大阪府高石市高砂一丁目6番  
大阪府高石市高砂三丁目1番地及び地先
- ・ 出 力：160万kW(40万kW×4基)

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成14年12月19日
住民等意見の概要受理	平成15年 2月21日
大阪府知事意見受理	平成15年 5月19日

問合せ先：電力安全課 鈴木正幸、伊藤浩  
電話03-3501-1742(直通)  
03-3501-1511(代表)  
4921(内線)

## 【大阪ガス(株) (仮称) 泉北天然ガス発電所勧告内容】

## 1. 環境影響評価項目について

- (1) 当該地域は硫黄酸化物の総量規制地域であることから、工事用の資材運搬船から排出される硫黄酸化物及び建設機械から排出される硫黄酸化物について把握した上で、必要に応じ、評価項目として追加するか否かを検討すること。
- (2) 海水冷却方式を採用し、冷却水に付着生物防止剤(次亜塩素酸ソーダ)を添加する場合は、海域に生息・生育する動植物に対する影響について、予測・評価する必要があることから、評価項目として追加すること。

## 2. 調査、予測及び評価手法について

- (1) 対象事業実施区域内で地上気象観測を行うこととしているが、近隣にLNGタンクや船舶の停泊所があり、それらの影響を受けるおそれがあるため、地上気象観測地点の選定にあたっては、適切な位置を選定すること。また、上層風の風向及び風速については、地上気象観測結果をもとに設定することとしているが、上層風の風向及び風速を適切に把握するため、対象事業実施区域内において上層風観測地点の検討を行うこと。
- (2) 発電設備を4箇所に分散して建設する計画であることから、必要に応じ、発電設備毎にばい煙の拡散予測を行うとともに寄与濃度を把握すること。
- (3) ダウンウォッシュ、逆転層形成時等の特殊気象条件を考慮した予測を行うこととしているが、発電所は海沿いに建設されるため、内部境界層形成時のフュミゲーションの影響について、調査、予測及び評価を行うこと。また、発電所は毎週起動・停止を行うこととしていることから、起動停止等の非定常稼働時におけるダウンウォッシュ、逆転層形成時等の特殊気象条件を考慮した調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 騒音・振動の調査地点については、対象事業実施区域の民家側の敷地境界で1地点選定しているが、阪神高速4号湾岸線が隣接していることから、道路交通騒音・振動が測定値に大きく影響しないよう、適切な調査地点を選定するなどの対策を講じること。
- (5) 施設の稼働に伴う排水による水の汚れ及び富栄養化については、定性的な予測を行うこととしているが、周辺海域において化学的酸素要求量及び全窒素、全リンが環境基準値を超過している測定地点があることから、可能な限り定量的な予測を行うこと。

( 6 ) 対象事業実施区域の対岸には、関西電力(株)堺港発電所の放水口が存在することから、堺泉北港湾内において温排水が重畳されている可能性がある。そのため、水温の調査地点の選定にあたっては、堺泉北港湾内にある他の事業所から排出される温排水との重畳も踏まえ、適切な地点を選定すること。

( 7 ) 主要な眺望点については、周辺の道路、民家、海等の地域住民が日常慣れ親しんでいる場所等からの眺望などについても調査した上で、適切な眺望点を選定し、予測及び評価を行うこと。

復水器の冷却には冷却塔方式を採用していることから、景観の予測及び評価に当たっては、冷却塔白煙についても考慮して行うこと。